

第 7 号

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年11月29日提出

熊本県知事 木村 敬

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年熊本県条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表第19号市町村等の欄中「海岸保全区域に係るものにあつては熊本市、八代市」の次に「、水俣市」を加え、同表中第67号を第68号とし、第45号から第66号までを1号ずつ繰り下げ、同表第44号市町村等の欄中「上天草市」の次に「、氷川町」を、「和水町」の次に「、南小国町」を加え、同号を同表第45号とし、同表中第43号を第44号とし、第25号から第42号までを1号ずつ繰り下げ、第24号の次に次の1号を加える。

<p>25 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下この号において「法」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下この号において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 法第15条第1項（法第16条第3項において準用する場合を含む。）の規定による知事に対する協議の受付に関する事務(2) 法第16条第2項の規定による知事に対する届出の受付に関する事務(3) 法第17条第1項の規定による知事に対する申請の受付に関する事務(4) 法第17条第4項の規定による知事に対する申請の受付に関する事務(5) 法第18条第1項の規定による知事に対する申請の受付に関する事務(6) 法第19条第1項の規定による知事に対する報告の受付に関する事務(7) 法第21条第3項の規定による知事に対する届出の受付に関する事務	<p>各市町村（熊本市を除く。）</p>
--	----------------------

- | | |
|--|--|
| <p>(8) 法第21条第4項の規定による知事に対する届出の受付に関する事務</p> <p>(9) 法第27条第1項の規定による知事に対する届出の受付に関する事務</p> <p>(10) 法第28条第1項の規定による知事に対する届出の受付に関する事務</p> <p>(11) 法第34条第1項（法第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定による知事に対する協議の受付に関する事務</p> <p>(12) 法第35条第2項の規定による知事に対する届出の受付に関する事務</p> <p>(13) 法第36条第1項の規定による知事に対する申請の受付に関する事務</p> <p>(14) 法第36条第4項の規定による知事に対する申請の受付に関する事務</p> <p>(15) 法第37条第1項の規定による知事に対する申請の受付に関する事務</p> <p>(16) 法第38条第1項の規定による知事に対する報告の受付に関する事務</p> <p>(17) 法第40条第3項の規定による知事に対する届出の受付に関する事務</p> <p>(18) 法第40条第4項の規定による知事に対する届出の受付に関する事務</p> <p>(19) 省令第7条第1項及び第2項の規定による知事に対する申請の受付に関する事務</p> <p>(20) 省令第37条第1項及び第2項の規定による知事に対する申請の受付に関する事務</p> <p>(21) 省令第63条第1項及び第2項の規定による知事に対する申請の受付に関する事務</p> <p>(22) 省令第67条第1項及び第2項の規定による知事に対する申請の受付に関する事務</p> | |
|--|--|

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）別表事務の欄に掲げる事務に係るそれぞれ

の法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してされた申請その他の行為（いずれも施行日以後において新条例別表市町村等の欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに限る。）は、施行日以後においては、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

（提案理由）

熊本県知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとしたことに伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。